

2020年4月8日  
富国生命保険相互会社

## 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、関係者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて、医療機関が満床等の理由で入院できず、病院などと同等とみなされる臨時施設等または自宅において、入院と同等の療養を受けた場合も、その療養期間に関する医師の証明書などをご提出いただくことで、入院給付金等のお支払いの対象としてお取扱いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて」でご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症は「疾病」に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院は、(疾病)入院給付金のお支払対象となります。検査結果にかかわらず、医師の指示により入院している場合も入院給付金のお支払対象となります。(ご契約によっては所定の入院日数が必要となります。)

また、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた場合は、死亡保険金のお支払対象となります。

その他、今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を踏まえ、お客さまに対して特別取扱いを実施していますので併せてご確認ください。

[\(ご参考\) 新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて](#)

以上